

甲府市中小企業振興融資制度資金一覧

資金	資金の内容	融資対象者	資金使途	利用限度額	融資利率 (%)	償還期間 (最長据置期間)	取扱金融機関
中小企業経営改善資金	中小企業者の経営の安定、施設の近代化及び合理化のために必要な資金	中小企業者	運転資金	2,000万円	2.0	5年以内 (6ヶ月)	山梨中央銀行 本・支店
			設備資金	3,000万円	※セ保証 1.8	10年以内 (12ヶ月)	
創業支援資金	新たに事業を開始するために必要な資金	市内において事業を行う者	運転資金	1,000万円	2.1	5年以内 (6ヶ月)	甲府信用金庫 本・支店
			設備資金	1,500万円	※全保証 1.9 (0.9)	10年以内 (12ヶ月)	
中小企業事業転換資金	経済環境の変化に対応して、事業の転換又は多角化を図るために必要な資金	中小企業者 事業転換の場合：3年以内に事業規模の3分の1以上を転換する者	運転資金	1,000万円	2.0	5年以内 (6ヶ月)	山梨県民信用組合 本・支店
			設備資金	3,000万円	※セ保証 1.8	10年以内 (12ヶ月)	
地場産業振興資金	地場産業の振興を図り、経営の近代化、経営基盤を確立するために必要な資金	中小企業者のうち 製造業を主たる事業として営む者	運転資金	2,000万円	1.9	5年以内 (6ヶ月)	みずほ銀行 甲府支店
			設備資金	3,000万円	※セ保証 1.7	10年以内 (12ヶ月)	
大規模小売店舗等進出対策資金	大規模小売店舗等の進出等により、事業活動に相当影響を受ける場合に必要資金	中小企業者のうち 甲府市の指定する区域内で、競合品を扱う物品小売業者	運転資金	1,000万円	1.9	7年以内 (6ヶ月)	りそな銀行 甲府支店
			設備資金	5,000万円	※セ保証 1.7	12年以内 (12ヶ月)	
特別経営安定資金	取引先企業の倒産、為替相場の急激な変動又は経済の不況若しくは急激な変動により著しい影響を受ける場合に必要資金	中小企業者等	運転資金 (連鎖倒産防止対策)	4,000万円	1.6	10年以内 (12ヶ月)	商工組合中央金庫 甲府支店
			運転資金 (為替変動対策)	2,000万円	※セ保証 1.4	7年以内 (12ヶ月)	
			運転資金 (不況対策)				
災害復旧対策資金	地震、風水害、火災等の災害により、著しい影響を受け、復旧のために必要な資金	中小企業者等	運転資金	1,000万円	1.4	7年以内 (12ヶ月)	※セ保証 1.2
			設備資金	2,000万円	1.6	10年以内 (12ヶ月)	
季節資金	資金需要が活発となる夏季(6~8月)、年末年始(11~1月)の金融円滑化のために必要な資金	中小企業者	運転資金	500万円	1.6	5月以内	※セ保証 1.4
協同組合育成資金	協同組合の健全な発展と構成員の経営の安定化を図るために必要な資金	事業協同組合 企業組合 協業組合 商工組合 事業協同小組合 商店街振興組合 生活衛生同業組合	運転資金	2,000万円	2.1	5年以内 (6ヶ月)	※セ保証 1.9
			設備資金	5,000万円	1.9	10年以内 (12ヶ月)	
			共同施設設置資金	10,000万円	1.8	12年以内 (12ヶ月)	
小規模企業者小口資金 (無担保・無保証人)	小規模企業者の事業の安定、施設の近代化のために必要な資金	中小企業者のうち 常時使用する従業員の数が20人(商業、サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。))を主たる事業とする者については5人以下の事業を営む者	普通資金 (運転資金)	1,250万円	2.2	5年以内 (6ヶ月)	山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 山梨県民信用組合 各本・支店
			普通資金 (設備資金)	1,250万円	(1.0)	7年以内 (6ヶ月)	
			緊急資金 (運転資金)	50万円	1.8	1年以内 (2ヶ月)	

()内の利率は利子補給後の実質利率

1 利用できる方

- ① 市内に住所(法人にあっては本店住所)及び主たる事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる方。(創業支援資金を除く)
- ② 創業支援資金については、市内において事業を開始しようとする者または事業開始後5年未満の者で、かつ、申込時点で市内に住所(法人にあっては本店住所)を有する者。
- ③ 山梨県信用保証協会の保証対象となる事業を営んでいる方。
- ④ 市税の滞納がない方。
- ⑤ 小規模企業者小口資金を申込み場合は、**融資申込日以前1年間に納期が到来した市県民税の所得割が課税されており、完納している方。(法人にあっては税割額)**

2 担保及び保証人

金融機関、保証協会の定めによります。
ただし、**創業支援資金及び小規模企業者小口資金については、原則として不要です。**

3 融資利率

- ① 利率は年率で固定とします。
- ② 上段の利率は、保証協会の保証を付けた場合の利率です。保証協会の保証を付けない場合は、上段の利率にそれぞれ **0.1%上乗せした利率**となります。
ただし、小規模企業者小口資金は除きます。
※ **全保証とは、創業関連保証、支援創業関連保証、創業等関連保証をいいます。**
※ **セ保証とは、セーフティネット保証(経営安定関連保証)第1号から第6号の保証・危機関連保証・東日本大震災復興緊急保証をいいます。**
また、**経営力強化保証**を利用した借換融資を行う場合(中小企業経営改善資金・地場産業振興資金)も、同じ融資利率となります。

4 償還方法

元金均等月賦返済とします。また、季節資金については一括返済も可能です。

5 融資金額の上限

運転資金の融資金額は年間総売上高の3分の1、設備資金は5分の4を限度とし、次により算出された金額までとします。(創業支援資金を除く)

- ① 商品、材料等の購入に要する運転資金は、事業費(見積)の90%以内
- ② 貸店舗への入居に要する設備資金は、保証金、敷金、権利金の合計額の80%以内
- ③ ②を除く設備資金は、事業費(見積)の90%以内

6 中小企業者 (中小企業基本法第2条の規定) 平成30年4月1日

業種	資本金・出資金	従業員数
製造業等(建設業、運輸業などを含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
特例	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下 900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下 300人以下
	旅館業	5,000万円以下 200人以下
	医業	(条件なし) 300人以下

利用者の負担の軽減を行っています

信用保証料の補助

- (1) 小規模企業者小口資金の信用保証料を市と県で一部補助します。

利子補給 (要申請)

- (2) 小規模企業者小口資金の利用者が金融機関に支払った約定利息のうち、年利1.2%分を利子補給します。
- (3) 創業支援資金の利用者(創業支援事業計画における「認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明」の交付を市町村から受けた者に限る。)が金融機関に支払った約定利息のうち、年利1.0%分を利子補給します。
- 利子補給率は、申込時の補給率となります。
 - 利子補給基準に基づき年1回(毎年6月頃)申請していただきますが、交付の制限により交付できない場合があります。

資金の追加・併用ができます

- (1) 同一資金内での追加及び運転資金・設備資金の併用融資ができます。
- (2) 既に融資を受けている資金と異なる資金に該当する場合でも、資金間の併用融資ができます。
- 併用融資の限度額は、同一資金内では設備資金の限度額、異なる資金間については新たに該当する資金の限度額とし、既に融資を受けている資金の未償還元金を控除して得た額の範囲以内とします。
 - 特別経営安定資金、災害復旧対策資金及び季節資金は別枠とし、これらを併用する場合は融資枠に制限があります。
 - 小規模企業者小口資金を別枠とし、運転資金と設備資金を併用する場合の限度額は、合計で1,250万円とします。

資金用途について

- (1) 運転資金は商品、原材料の購入、または経営の安定及び改善に要する資金です。
- (2) 設備資金は店舗、工場、事務所等の新築、増改築、改装、または公害対策、防災対策、環境整備及び機械設備の近代化に要する資金です。
- (3) 経営の安定及び改善に要する資金については、自己資本比率(資本/資産)が40%以上の法人は対象外です。
- (4) 借入金の返済、土地及び建物の購入にあてる場合は融資対象外です。
- ただし、中小企業経営改善資金と地場産業振興資金については、返済開始後1年以上が経過した、山梨県信用保証協会の保証付借入金(一部の融資を除く)の一括返済にあてることができます。また、小規模企業者小口資金は、同資金の一括返済にあてることができます。
- (5) 施設、設備は原則として発注、契約、着工、設置前のものであること。
- (6) 車両の購入のうち、乗用車購入にあてる場合は原則として融資対象外です。
- (7) 協同組合育成資金のうち共同施設設置資金は、中小企業構造の高度化、これに準ずる事業のうち共同施設の設置、商店街の近代化、小売業の店舗共同化、及びその他の事業に要する資金です。

平成30年度

甲府市中小企業振興融資

産業部 観光商工室 商工課 商工業係

(市役所 本庁舎 8階)

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055(237)5695

FAX 055(227)8065

<http://www.city.kofu.yamanashi.jp/> 2018.4.1